

第41回

定時株主総会招集ご通知

開催日時

2024年6月20日（木曜日） 午前11時
受付開始 午前10時

開催場所

神奈川県横浜市中区住吉町4丁目42番地1号
横浜市市民文化会館 関内ホール

会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照のうえ、お間違いないようにご注意ください。

決議事項

- 第1号議案 資本金の額及び資本準備金の額の減少の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)
5名選任の件



株式会社大戸屋ホールディングス

証券コード：2705

証券コード 2705
2024年6月3日
(電子提供措置の開始日2024年5月29日)

株 主 各 位

神奈川県横浜市西区北幸一丁目1番8号
株式会社大戸屋ホールディングス
代表取締役社長 蔵 人 賢 樹

第41回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第41回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.ootoya.jp/shareholder/stockholders.html>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも記載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「大戸屋ホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「2705」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2024年6月19日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月20日(木曜日) 午前11時(受付開始 午前10時)
2. 場 所 神奈川県横浜市中区住吉町4丁目42番地1号
横浜市市民文化会館 関内ホール
(会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照のうえ、お間違いないようご注意ください。)

3. 目的事項 報告事項

1. 第41期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第41期(2023年4月1日から2024年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 資本金の額及び資本準備金の額の減少の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)5名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 事業報告の「企業集団の現況」の一部(「使用人の状況」、「主要な借入先の状況」、「その他企業集団の現況に関する重要な事項」)、「会社の現況」の一部(「株式の状況」、「新株予約権等の状況」、「会社役員との状況」の一部(社外役員に関する事項)、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制」)
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年6月20日（木曜日）
午前11時（受付開始：10時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2024年6月19日（水曜日）
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月19日（水曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 冊

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に〇印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱い致します。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱い致します。



インターネットによる議決権行使のご案内

行使
期限

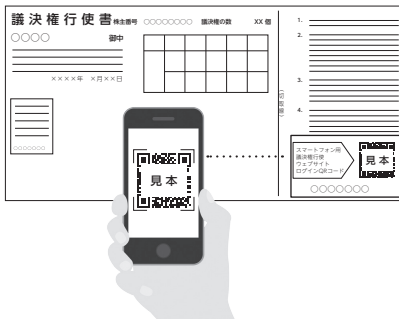
2024年6月19日（水曜日）
午後6時入力完了分まで

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトにごログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを
読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

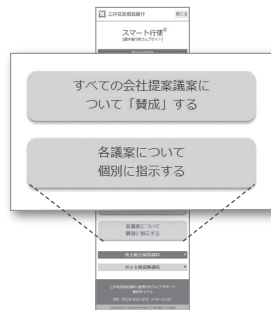


- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願い致します。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



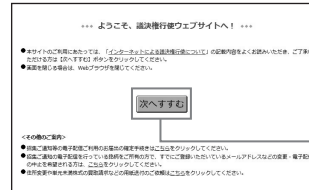
※議決権行使書はイメージです。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

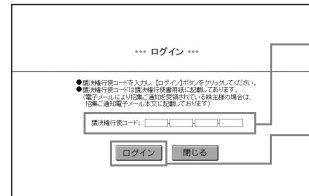
<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」を
クリック

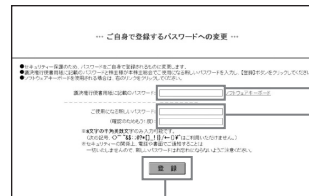
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」を
クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本金の額及び資本準備金の額の減少の件

今後の資本政策の柔軟性・機動性の確保を図るため、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金の額及び資本準備金の額の減少を行うものであります。

なお、本件による発行済株式総数に変更はなく、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではございません。また、当社の純資産額にも変更はありませんので、1株当たり純資産額に変更が生じるものではございません。

1. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

資本金の額3,029,663,550円のうち1,000,000,000円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を2,029,663,550円といたします。

(2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2024年6月20日（予定）

2. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額1,553,885,550円のうち1,000,000,000円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を553,885,550円といたします。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2024年6月20日（予定）

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下本議案において同じです。）6名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会から本議案について特段指摘すべき事項はない旨の意見を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位		取締役会への出席状況
1	蔵人賢樹	代表取締役社長	再任	100% 12回／12回
2	橋澤 順	取締役	再任	100% 12回／12回
3	三森智仁	取締役（非業務執行）	再任	100% 12回／12回
4	小濱直人	取締役	再任 独立 社外	100% 12回／12回
5	山田奈央子	—	新任 独立 社外	—

1 くろ うど まさ き 蔵 人 賢 樹 (1979年1月25日生)

再任

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2010年4月	株式会社コロワイド入社	2017年6月	株式会社コロワイドMD代表取締役社長
2011年6月	同社取締役	2019年3月	株式会社WORITS代表取締役社長
2012年4月	同社常務取締役	2020年11月	当社代表取締役社長（現任）
2016年4月	同社専務取締役	2020年11月	株式会社大戸屋代表取締役社長（現任）

■ 所有する当社普通株式の数 9,000株

■ 取締役候補者とした理由

コロワイドグループにおいて、将来を展望した新規業態開発をはじめ、営業企画・マーケティングを中心に政策立案・業務執行を推進。今後も当社において重要な課題となるコロワイドグループとのシナジー効果創出・最大化に向けて、同グループに対する影響力行使の観点からも適切な人材と考え、取締役候補者いたしました。

2 はし ざわ じゅん 橋 澤 順 (1979年1月18日生)

再任

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2002年4月	株式会社コロワイド入社	2022年3月	株式会社大戸屋取締役営業本部長
2017年7月	株式会社コロワイドMD商品マーケティング本部統括部長	2022年6月	当社取締役
2019年4月	株式会社シルスマリア取締役営業本部長	2023年1月	株式会社大戸屋取締役営業本部長兼商品マーケティング本部長
2021年11月	株式会社大戸屋商品マーケティング本部長	2024年5月	当社取締役経営管理本部長兼株式会社大戸屋取締役商品マーケティング本部長（現任）

■ 所有する当社普通株式の数 2,000株

■ 取締役候補者とした理由

営業部門、マーケティング部門についての豊富な経験と知見を有しており、国内事業戦略の中心として業務を推進しております。今後も当社の経営の充実に資する人材と考え、取締役候補者いたしました。

3 みつ もり とも ひと 三 森 智 仁 (1989年3月9日生)

再任

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2011年4月	三菱UFJ信託銀行株式会社入社	2015年6月	当社常務取締役海外事業本部長
2013年4月	株式会社大戸屋入社	2016年2月	株式会社スリーフォレスト 代表取締役（現任）
2014年8月	同社執行役員社長付	2020年11月	当社非業務執行取締役（現任）

■ 所有する当社普通株式の数 0株

■ 取締役候補者とした理由

過年度における当社経営陣としての知見に加え、創業者精神の継承及び外食の新規領域にかかる事業経験から、取締役会において有益な提言・助言を頂けると考え、取締役候補者となりました。

4 お ばま なお と 小 濱 直 人 (1965年8月19日生)

再任 独立 社外

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1989年4月	ソロモンブラザーズアジア証券株式会社入社	2010年6月	京都きもの友禅株式会社代表取締役社長
1998年8月	クレディ・スイス・ファースト・ボストン証券会社 東京支店投資銀行本部 ディレクター	2011年5月	株式会社オフィス小浜代表取締役（現任）
2002年11月	日本産業パートナーズ株式会社 マネージング・ディレクター	2018年3月	日本和装ホールディングス取締役
2005年1月	オリンパスキャピタルホールディングス アジアホンコンリミテッド東京支店 日本統括執行役員	2020年4月	朝日放送グループホールディングス株式会社 執行役員ビジネス開発・海外ビジネス担当
		2020年11月	当社社外取締役（現任）
		2021年6月	株式会社ディー・エル・イー代表取締役 （現任）

■ 所有する当社普通株式の数 0株

■ 社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割

金融に関する高度な知識と経験に加え、これまで複数の会社経営に関与された経験から、取締役会において有益な提言・助言を頂けると考え、取締役候補者となりました。

なお、同氏の社外取締役としての在任期間は本総会の終結の時をもって3年7カ月となります。

同氏には、金融に関する幅広い知識と経験で、当社のコーポレートガバナンスの充実・強化に貢献頂くとともに、中長期的な株主価値、企業価値向上のために、独立した立場から、当社の経営を監視・監督して頂くことを期待しております。

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2002年 4月	株式会社ワコール入社	2022年11月	ヤマトインターナショナル株式会社社外監査役（現任）
2006年 6月	株式会社シルキースタイル創業代表取締役（現任）		
2021年 7月	一般社団法人フェムテック協会設立代表理事（現任）		

■ 所有する当社普通株式の数 0株

■ 社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割

マーケティング・企画等における豊富な経験と幅広い知見を有しているのみならず、株式会社シルキースタイルを創業し、代表取締役社長を務める等、企業経営における幅広い経験と知識を有していることから、取締役会において有益な提言・助言を頂けると考え、取締役候補者としていたしました。

同氏には、マーケティング及び企業経営等に関する幅広い知識と経験で、当社の中長期的な株主価値、企業価値向上のため、独立した立場から、当社の経営を監視・監督して頂くことを期待しております。

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山田奈央子氏の戸籍上の氏名は、雲林院奈央子であります。
 3. 三森智仁氏は非常勤の非業務執行取締役、小濱直人氏及び山田奈央子氏は社外取締役候補者です。
 4. 当社は小濱直人氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
 5. 山田奈央子氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
 6. 当社と三森智仁氏及び小濱直人氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する額を限度額としております。両氏の選任が承認された場合には、当社は引き続き両氏との当該契約を継続する予定であり、山田奈央子氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で、同内容の責任限定契約を締結する予定です。
 7. 各候補者とも、当社の優先株式は保有しておりません。

(ご参考)

取締役等のスキルマトリックス

氏名	役位	社外	独立	特に期待する経験・知見						
				経営全般・ 経営戦略	営業・ マーケティング	法務・ ガバナンス	会計・ 財務	人材育成	国際性	多様性
蔵人 賢樹	代表取締役			●	●			●		
橋澤 順	取締役			●	●			●		
三森 智仁	取締役 (非業務執行)			●	●				●	●
小濱 直人	取締役	○	○	●	●		●		●	●
山田 奈央子 (新任)	取締役	○	○	●	●			●		●
下村 治	取締役 (監査等委員)				●	●	●			
河合 宏幸	取締役 (監査等委員)	○	○			●	●			
田村 吉央	取締役 (監査等委員)	○	○			●			●	

以 上

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類に移行したことや水際対策が撤廃されたことを契機に、個人消費及びインバウンド需要等を中心として社会経済活動が緩やかな回復傾向にあります。一方で、ウクライナ情勢の長期化及び中東情勢の影響や世界的な資源価格の高騰等を中心として、依然として先行き不透明な状況が続くと予想されます。

外食産業におきましても、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類に移行されたことで、個人消費は回復の基調を見せつつありますが、原油・原材料価格の高騰等による仕入価格や光熱費の上昇及び慢性的な人手不足の影響等により依然として厳しい経営環境が続いております。

このような状況下、当社グループは、2021年5月20日に公表した中期経営計画の最終年度を迎え、目標数値を達成すべく事業推進に努めて参りました。

営業施策では、グランドメニューを変更したほか、「アジア」メニューや季節の食材を使用した数量限定メニュー等の販売をいたしました。

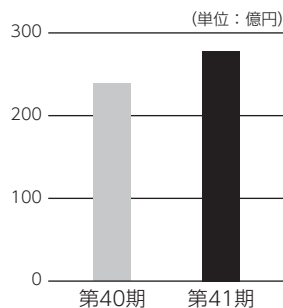
また、人材の採用及び育成に注力し、店舗売上状況に応じた適正な人員配置による運営体制の強化等、事業環境の変化に順応した取り組みを行ったことにより、「大戸屋ごはん処」既存店売上高は堅調に推移いたしました。

このほか、人手不足によるオペレーションの課題や投資コストの削減に対応するべく、ショッピングモール内のフードコートモデルを確立したほか、コロナ禍で変化した生活様式に適応すべく、郊外・ロードサイド等中心に出店を進めております。また、お客様の健康志向を捉えた「蕎麦」をメインとした新業態の開発を行い、蕎麦処大戸屋（田無店、淵野辺店）2店舗を新規出店いたしました。

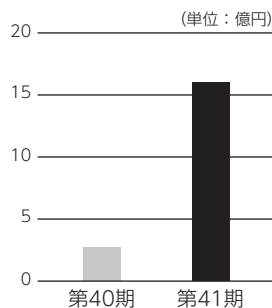
サステナビリティへの取り組みにも注力しており、従業員の健康保持や増進に向けた取り組み等を行い、経済産業省と日本健康会議が共同で実施する「健康経営優良法人2024（大規模法人部門）」に認定されました。また各地域で穫れたお米をその土地で精米まで行うことでフードマイレージを削減させる取り組みを開始したほか、フードロス削減の一環として規格外のしまほっけを使用した商品を企画する等、地球環境や地域・社会への貢献を行って参りました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高278億94百万円（前年同期比17.0%増）、営業利益16億46百万円（前年同期比505.4%増）、経常利益16億99百万円（前年同期比378.9%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は14億2百万円（前年同期比406.5%増）となりました。

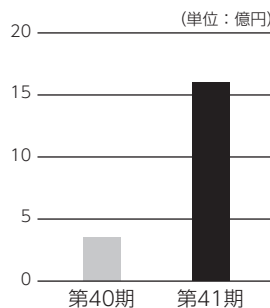
売上高



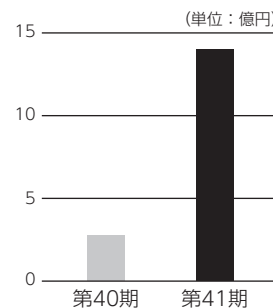
営業利益



経常利益



親会社株主に帰属する当期純利益



事業セグメント別の業績の概況

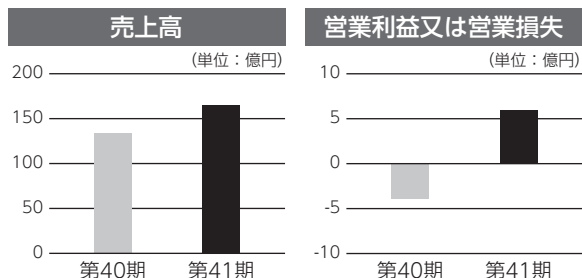
①国内直営事業

売上高 **165億14百万円**

(前期比 23.7%増)

営業利益 **6億43百万円**

(前期3億97百万円 営業損失)



国内直営事業においては、毎年恒例となった1月8日の「大戸屋定食の日」に数量限定「贅沢ミックスフライ定食」を販売したほか、「韓国フェア」として数量限定メニューの販売や産学連携企画としてフードロスと栄養バランスをテーマに開発した期間限定メニューも販売いたしました。このほか、テレビCM放映等の広告宣伝及び販売促進活動等を実施した結果、売上高・セグメント利益ともに前年同期より改善することとなりました。

店舗展開につきましては、「大戸屋ごはん処」6店舗（トーブイコート草加松原店、アリオ橋本店、東大和店、越谷南町店、宇都宮テラス店、ダイナシティ小田原店）の新規出店及び新業態「蕎麦処大戸屋」2店舗（田無店、淵野辺店）の新規出店を行いました。また、国内直営事業でありました1店舗（小牧店）を国内フランチャイズ事業とした一方、国内フランチャイズ事業でありました4店舗（ノースポートモール店、イーアスつくば店、ひたちなかファッションクルーズ店、イオンモール水戸内原店）を国内直営事業としました。また、4店舗（札幌エスタ店、武蔵小山店、イトーヨーカドー拝島店、イトーヨーカドー東大和店）を閉店いたしました。

これにより、当連結会計年度末における国内直営事業に係る稼働店舗数は「大戸屋ごはん処」143店舗、「蕎麦処大戸屋」2店舗、その他4店舗となりました。

以上の結果、国内直営事業の当連結会計年度の売上高は165億14百万円（前年同期比23.7%増）、セグメント利益は6億43百万円（前年同期は3億97百万円の損失）となりました。

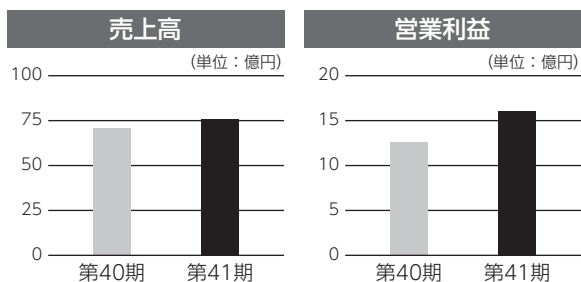
②国内フランチャイズ事業

売上高 **76億21百万円**

(前期比 7.3%増)

営業利益 **16億22百万円**

(前期比 28.7%増)



国内フランチャイズ事業においても、国内直営事業同様に数量限定「贅沢ミックスフライ定食」、「韓国フェア」の数量限定メニュー、産学連携企画の期間限定メニューを販売したほか、テレビCM放映等の広告宣伝及び販売促進活動等を実施した結果、売上高・セグメント利益ともに前年同期より改善することとなりました。

店舗展開につきましては、「大戸屋ごはん処」の新規出店はありませんでした。また、国内フランチャイズ事業でありました4店舗（ノースポートモール店、イーアスつくば店、ひたちなかファッションクルーズ店、イオンモール水戸内原店）を国内直営事業とした一方、国内直営事業でありました1店舗（小牧店）を国内フランチャイズ事業としました。また、7店舗（イオンモール浜松志都呂店、大分明野店、函館漁火通り店、阪奈菅原店、アリオ仙台泉店、イオンモール太田店、マックスバリュ千代田店）を閉店いたしました。

これにより、当連結会計年度末における国内フランチャイズ事業に係る稼働店舗数は「大戸屋ごはん処」159店舗となりました。

以上の結果、国内フランチャイズ事業の当連結会計年度の売上高は76億21百万円（前年同期比7.3%増）、セグメント利益は16億22百万円（前年同期比28.7%増）となりました。

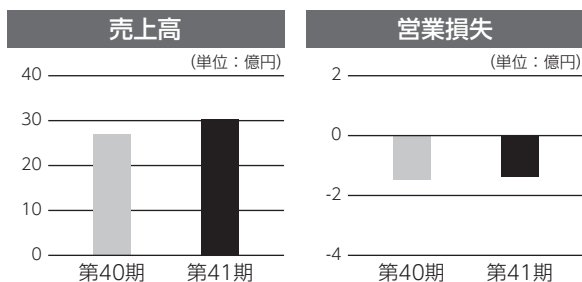
③海外直営事業

売上高 **30億37百万円**

(前期比 12.1%増)

営業損失 **1億38百万円**

(前期 1億48百万円 営業損失)



海外直営事業においては、米国ニューヨーク州及び香港等では生活様式の変化による個人消費の縮小等により厳しい環境が続いておりますが、グランドメニュー変更等、販売施策の強化に取り組んだことから、売上高は前年同期より改善することとなりました。

当連結会計年度末における海外直営事業に係る稼働店舗数として9店舗（香港大戸屋有限公司が香港において4店舗、AMERICA OOTOYA INC.が米国ニューヨーク州において4店舗、M OOTOYA (THAILAND) CO., LTD.がタイ王国において1店舗）を展開しております。

以上の結果、海外直営事業の当連結会計年度の売上高は30億37百万円（前年同期比12.1%増）、セグメント損失は1億38百万円（前年同期は1億48百万円の損失）となりました。

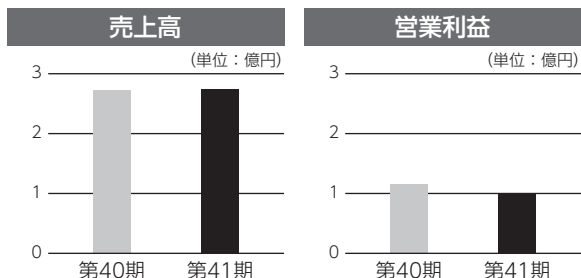
④海外フランチャイズ事業

売上高 **2億74百万円**

(前期比 0.6%増)

営業利益 **1 億円**

(前期比 13.6%減)



海外フランチャイズ事業においては、各国・地域ごとに販売促進活動等を行ったことから売上高は前年同期より改善することとなりました。

当連結会計年度末における海外フランチャイズ事業に係る稼働店舗数とし102店舗（タイ王国において49店舗、台湾において45店舗、インドネシア共和国において8店舗）を展開しております。

以上の結果、海外フランチャイズ事業の当連結会計年度の売上高は2億74百万円（前年同期比0.6%増）、セグメント利益は1億円（前年同期比13.6%減）となりました。

⑤その他

その他は、タイ王国におけるプライベートブランド商品の輸入・販売事業であり、当連結会計年度末現在、THREE FOREST (THAILAND) CO., LTD.がプライベートブランド商品の輸入・販売をタイ王国で行っております。

その他の当連結会計年度の売上高は4億46百万円（前年同期比8.8%増）、セグメント利益は74百万円（前年同期比6.2%減）となりました。

② 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は9億13百万円であり、新規出店及び店舗改装等に係るものであります。主な内訳は、内装設備に対する投資額が5億79百万円、器具備品等に対する投資額が2億96百万円となっております。

③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

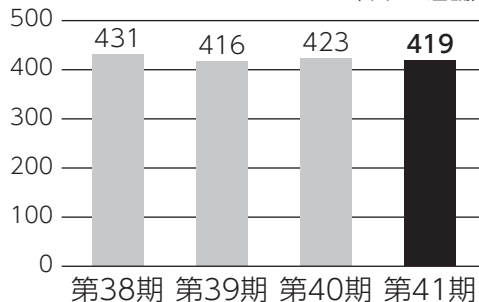
区 分 \ 期 別	第 38 期 2021年3月期	第 39 期 2022年3月期	第 40 期 2023年3月期	第 41 期 (当連結会計年度) 2024年3月期
期 末 店 舗 数 (うち F C 店 舗 数)	431店舗 (280店舗)	416店舗 (270店舗)	423店舗 (270店舗)	419店舗 (261店舗)
売 上 高	16,139	18,834	23,846	27,894
経常利益又は経常損失(△)	△3,368	△532	354	1,699
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失(△)	△4,669	1,910	276	1,402
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	△659.27	249.49	23.75	179.14
総 資 産	9,106	9,809	9,602	10,849
純 資 産	1,472	3,415	3,714	4,949
1株当たり純資産(円)	△235.12	17.77	53.02	216.96

(注) 1. 店舗数につきましては、3月末時点となります。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第39期の期首から適用しており、第39期以降に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっています。

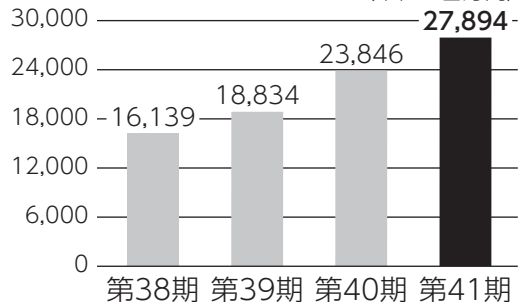
店舗数

(単位：店舗)



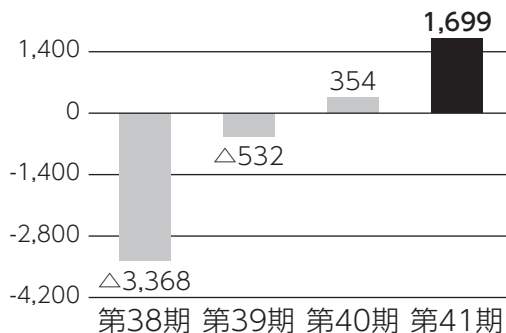
売上高

(単位：百万円)



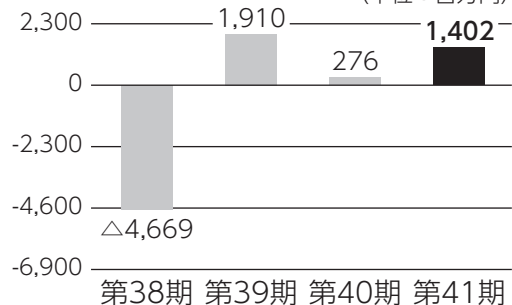
経常利益又は経常損失

(単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失

(単位：百万円)



(3) 企業集団の主要な事業セグメント

事業セグメント	主な事業内容
国内直営事業	国内における一般消費者に対する定食、弁当の販売事業
国内フランチャイズ事業	国内のフランチャイズ加盟者の募集及び加盟店の経営指導事業
海外直営事業	海外における一般消費者に対する定食、弁当の販売事業
海外フランチャイズ事業	海外のフランチャイズ加盟者の募集及び加盟店の経営指導事業
その他	タイ王国におけるプライベートブランド商品の輸入・販売事業

(4) 主要な営業所及び店舗

本 部 神奈川県横浜市西区北幸一丁目1番8号

山梨事務所 山梨県山梨市下栗原1309-2

店 舗 419店舗（うちF C店 261店舗）

(単位：店舗)

地域名	直営店	F C店	合計
東京都	61	26	87
神奈川県	26	23	49
埼玉県	17	6	23
千葉県	14	5	19
その他関東	7	6	13
北海道	5	2	7
東北	1	13	14
甲信越	5	11	16
北陸	—	3	3
東海	2	21	23
近畿	10	10	20
中国・四国	—	11	11
九州・沖縄	1	22	23
国内計	149	159	308
海外	9	102	111
合計	158	261	419

(注) 1. 「その他関東」には、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県は含まれておりません。

2. 店舗数につきましては、3月末時点となります。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

当社の親会社は株式会社コロナで、同社は当社の株式を3,388千株（出資比率46.75%）保有いたしております。

2021年2月19日、当社の親会社である株式会社コロナを株主とする優先株式を発行しております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

イ. 取引に当たって当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、本優先株式の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、当社及び株式会社コロナから独立した第三者算定機関である株式会社グラックス・アンド・アソシエイツに対して本優先株式の価値算定を依頼し、株式価値算定書を取得しました。

また、本優先株式には客観的な市場価格がなく、また優先株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、株主の意思を確認することが適切であると考え、2021年2月18日に臨時株主総会を開催して会社法第199条第2項に基づく株主総会の特別決議による承認を取得して発行しました。

ロ. 当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

支配株主と利害関係のない当社の社外取締役である小濱直人氏、河合宏幸氏、田村吉央氏及び鈴木孝子氏の4名で構成する第三者委員会を設置し、①第三者割当により第1回優先株式を発行すること（以下「本第三者割当増資」といいます。）の必要性及び相当性、及び②本第三者割当増資が少数株主にとって不利益でないことについて意見を求めました。その結果、第三者委員会から、2020年12月23日付で本第三者割当増資の必要性及び相当性は妥当であるとともに、本第三者割当増資が少数株主にとって不利益ではないとの意見書を入手し、当社の利益を害しないと判断しました。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 親会社との重要な財務及び事業方針等に関する契約等

第1回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 単元株式数は1株であります。

(2) 優先配当金

①第1回優先配当金

期末配当金を支払うときは、第1回優先株式を有する株主（以下、「第1回優先株主」という。）又は第1回優先株式の登録株式質権者（以下、「第1回優先登録株式質権者」という。）に対して、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第1回優先株式1株につき以下の算式に従い計算される金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）の金銭（以下、「第1回優先配当金」という。）を支払う。

第1回優先配当金 = 100,000,000円 × 3.5%

②累積条項

ある事業年度において、第1回優先株主又は第1回優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が第1回優先配当金の額に達しない場合、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額については、第1回優先配当金及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これを第1回優先株主又は第1回優先登録株式質権者に支払う。

③非参加条項

第1回優先株主又は第1回優先登録株式質権者に対しては、第1回優先配当金を超えて配当はしない。

④第1回優先中間配当金

中間配当を支払うときは、第1回優先株主又は第1回優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第1回優先株式1株につき第1回優先配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下、「第1回優先中間配当金」という。）を支払う。

第1回優先中間配当金が支払われた場合においては、第1項の第1回優先配当金の支払いは、第1回優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第1回優先株主又は第1回優先登録株式質権者に対し、第1回優先株式1株につき、100,000,000円に下記に定める第1回経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。

第1回経過優先配当金相当額

第1回優先株式1株当たりの第1回経過優先配当金相当額は、残余財産の分配がなされる事業年度に係る第1回優先配当金について、1年を365日とし、残余財産の分配を行う日の属する事業年度の初日から残余財産の分配がなされる日（いずれも、同日を含む。）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。ただし、分配日の属する事業年度において第1回優先株主又は第1回優先登録株式質権者に対して第1回優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 普通株式への転換

第1回優先株式の発行より3年超に亘り行使可能期間の制限が設けられていることから、既存の普通株主様に対する希薄化の影響を最小限に留め得るものと考えております。

(5) 議決権条項

第1回優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしていない。

④ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社大戸屋	10百万円	100.0%	定食店の経営
香港大戸屋有限公司	33,877千香港ドル	100.0%	和食レストランの経営
OOTOYA ASIA PACIFIC PTE. LTD.	5,244千シンガポールドル	100.0%	和食レストランの経営
AMERICA OOTOYA INC.	2,000千米ドル	100.0%	和食レストランの経営
OOTOYA NJ L.L.C.	1,500千米ドル	100.0%	和食レストランの経営
M OOTOYA (THAILAND) CO., LTD.	20,000千バーツ	45.0%	和食レストランの経営
VIETNAM OOTOYA CO., LTD.	47,073,488千ベトナムドン	100.0%	和食レストランの経営
THREE FOREST (THAILAND) CO., LTD.	4,000千バーツ	49.0%	タイ王国におけるプライベートブランド商品の輸入・販売事業

(注) 上記の8社が連結子会社であります。

⑤ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類に移行したこと等を契機に、個人消費等を中心として社会経済活動が緩やかな回復傾向にあります。一方で、ウクライナ情勢の長期化及び中東情勢の影響や世界的な資源価格の高騰等を中心として、依然として先行き不透明な状況が続くと予想されます。しかしながら、当社グループにおいては、このような経営を取り巻く環境が厳しい中でも、持続的な成長を続けるため、2025年3月期から2027年3月期までの「中期経営計画」を策定いたしました。本計画においては、売上増による利益体質の強化を掲げ、次のような施策を実施することで持続的な成長を実現させる所存です。

- ・メディア露出増加等による来店促進の強化やアプリ活用による再来店の促進強化
- ・商品設計及びオペレーションの見直し等による料理提供時間12分以上の撲滅
- ・出店地域、立地の明確化及びFC出店支援による新規出店の強化
- ・未開拓市場への新ブランドの開発
- ・国内店舗管理手法を海外直営店舗へ展開及び未出店国への進出
- ・多様な働き方や活躍機会の提案等を推進することによる人材基盤の強化

上記を踏まえ、次期の連結業績につきましては、売上高290億76百万円、営業利益16億75百万円、経常利益17億8百万円、親会社株主に帰属する当期純利益13億23百万円を見込んでおります。

また、当社グループでは長期に亘る持続的な成長を目指し、サステナビリティへの取り組みに注力しております。具体的には、「環境」への取り組みの一例として、各地域で獲れたお米を、その土地で精米まで行うことでのフードマイレージの削減や、フードロス対策として、規格外品の“ちょっと小さなしまほっけ”を販売等により地球環境への貢献に取り組んでおります。「社会」への取り組みの一例として、ダイバーシティ推進の観点から、育児休暇制度等の推進や、グループ内の女性社員交流会の開催等の実施により、女性が働き続けることができる環境づくりに努めております。「ガバナンス」への取り組みの一例として、取締役会の機能強化の観点から、独立社外取締役を1/3以上維持するとともに、責務を果たすために必要なスキル・経験のバランスをとること等により、業務執行の管理・監督が出来る体制を構築することを推進しております。

以上のような取り組みにより、持続的な成長を推進できる企業体質に進化することを当社グループの重要課題に位置付けております。

2. 会社の現況

(1) 会社役員の状況

① 取締役の状況

地 位	氏 名	担 当	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	蔵 人 賢 樹		株式会社大戸屋 代表取締役社長
取 締 役	羽 田 正 貴		—
取 締 役	橋 澤 順		経営管理本部長 株式会社大戸屋 取締役商品マーケティング本部長
取 締 役	三 森 智 仁		株式会社スリーフォレスト 代表取締役
取 締 役	小 濱 直 人		株式会社オフィス小浜 代表取締役 株式会社ディー・エル・イー 代表取締役
取 締 役	鈴 木 孝 子		Taka-co designing 代表
取 締 役 (常勤監査等委員)	下 村 治		—
取 締 役 (監査等委員)	河 合 宏 幸	指名委員 報酬委員	河合公認会計士・税理士事務所 所長 カップ・クリエイト株式会社 社外取締役 株式会社エイチワン 社外監査役
取 締 役 (監査等委員)	田 村 吉 央	指名委員 報酬委員	弁護士法人ノーサイド法律事務所 代表弁護士 大和自動車交通株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役小濱直人氏、鈴木孝子氏、河合宏幸氏及び田村吉央氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 情報収集とその他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために下村治氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役（監査等委員）河合宏幸氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役小濱直人氏、鈴木孝子氏、河合宏幸氏及び田村吉央氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役三森智仁氏及び社外取締役小濱直人氏、鈴木孝子氏、河合宏幸氏並びに田村吉央氏との間で会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定めた額を限度額としております。

③ 当事業年度に係る取締役の報酬等

(1) 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	113 (9)	94 (9)	—	18 (—)	6 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	18 (9)	18 (9)	—	—	3 (2)

- (注) 1. 非金銭報酬等は、支給された金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより割り当てる譲渡制限付株式であります。当該株式報酬の交付状況は第41回定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項の事業報告「2.会社の現況(1)⑤当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。非金銭報酬等の額もしくは数は、取締役会にて職位、各取締役の事業年度における担当事業の業績、貢献度などを勘案して、報酬枠の範囲内において個別に決定しております。
2. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

(2) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く。以下(2)内において「取締役」という）の報酬等限度額は、2021年6月15日開催の第38回定時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役年額30百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役2名）です。

また、上記の金銭報酬とは別枠で、2021年6月15日開催の第38回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権の額として年額60百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、当該金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数を年30,000株以内と決議しております（監査等委員である取締役、社外取締役及び非業務執行取締役は付与対象外）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役2名及び非業務執行取締役1名）です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2021年6月15日開催の第38回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役2名）です。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

(ア) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、現行の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という）を、2021年12月23日開催の取締役会において決議しております。その内容の概要は、以下の(イ)に記載のとおりです。

(イ) 決定方針の内容の概要

i. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下(3)内において「取締役」という）の報酬等は、固定報酬をベースとし、生活基盤の安定を保障することにより職務に専念させるとともに、部分的に業績連動報酬等を導入し、一定のインセンティブ報酬を支給することで、業績向上を図るような報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての賞与及び非金銭報酬としての株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみにより構成する。

ii. 個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容

(i) 個人別の金銭報酬等（業績連動報酬等以外）の額又はその算定方法の決定に関する方針

金銭報酬等（業績連動報酬等以外）は、役位、職責、当社業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、これらを総合的に勘案し、社外取締役を半数以上とする3名以上の取締役で構成される「指名・報酬諮問委員会」での答申を得たうえで、下記(v)のとおり、取締役会決議により一任を受けた代表取締役が報酬枠の範囲内において個別に決定し、固定の基本報酬として毎月一定の時期に支給する。

- (ii) 業績連動報酬等がある場合には、業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した金銭報酬とし、当社の過去の業績などを踏まえて「指名・報酬諮問委員会」において予め定めた指標を上回った場合に、各取締役の事業年度における担当事業の業績、貢献度などを勘案して、「指名・報酬諮問委員会」での答申を得たうえで、下記 (v) のとおり、取締役会決議により一任を受けた代表取締役が報酬枠の範囲内において個別に決定し、賞与として毎年一定の時期に一括して支給する。

なお、当該業績指標を下回る場合、賞与は原則として支給しない。

- (iii) 非金銭報酬等がある場合には、当該非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、優秀な経営人材を確保し、株主との一層の価値共有を進めることを目的とした株式報酬（譲渡制限付株式報酬）とし、「指名・報酬諮問委員会」での答申を得たうえで、取締役会決議により決定し、毎年一定の時期に支給する。

なお、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分された普通株式は、当社又は当社の属するグループ会社の取締役、執行役員、社員（以下「役職員等」という）のいずれの地位をも退任又は退職した時点までの間、譲渡が制限されており、任期満了、定年、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由（以下「正当理由」という）で退任又は退職したことを条件として、譲渡制限が解除されるものとする。また、正当理由以外の理由により退任又は退職した場合など、譲渡制限が解除されなかった譲渡制限付株式は、当社が無償で取得することができるものとする。

- (iv) 取締役の個人別の報酬等の額の割合の決定に関する方針

基本報酬、賞与（業績連動報酬等）と株式報酬（非金銭報酬等）の割合は、固定報酬としての基本報酬をベースとし、生活基盤の安定を保障することにより職務に専念させるとともに、部分的に業績連動報酬等及び株式報酬を導入し、一定のインセンティブ報酬を支給することで、業績向上を図るような報酬体系とするという基本方針を踏まえ、賞与（業績連動報酬等）は、基本報酬額を基準として定めた比率の範囲内で、株式報酬（非金銭報酬等）は、役位、職責等に応じて、いずれも「指名・報酬諮問委員会」の答申を得たうえで取締役会が決定することにより適切な報酬割合とする。

- (v) 個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任することとするときは、委任を受ける者、委任する権限の内容等

取締役の個人別の報酬等の額については、取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容の決定について委任を受け、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の賞与の評価配分とする。

なお、代表取締役は、その権限を適切に行使するため、個人別の報酬等の額について「指名・報酬諮問委員会」に諮問し答申を得るものとし、当該答申の内容を踏まえて報酬枠の範囲内において個人別の報酬等の額を決定する。

- (ウ) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会決議及び「役員規程」に基づき一任を受けた代表取締役社長は、後記(4)のとおり、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の賞与の評価配分を決定しており、当該決定内容に関して、決定方針に沿う内容であることを「指名・報酬諮問委員会」において確認していることから、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、上記(イ)記載の決定方針に沿うものであると判断しております。

- (4) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2022年6月24日開催の取締役会決議及び「役員規程」に基づき、代表取締役社長蔵人賢樹に取締役（監査等委員を除く。以下(4)内において「取締役」という）の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任しています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の賞与の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断しているためです。

なお、取締役会は当該権限が代表取締役社長蔵人賢樹によって適切に行使されるよう、「指名・報酬諮問委員会」より答申を得ており、代表取締役社長蔵人賢樹は、当該答申内容を踏まえて、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の賞与の評価配分を決定しております。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題の1つと認識しており、収益力の向上及び財務体質の改善を以て安定した経営基盤を構築しつつ、株主の皆様へに長期的、かつ安定的な配当及び利益還元を行うことを基本方針としております。この基本方針に基づき、業績に応じ、配当性向を考慮した利益配当額を決定するとともに、将来の更なる事業展開を目的とした投資活動のための内部留保額を決定しております。

当社は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会決議によって剰余金の配当を行う旨を定款に定めております。当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記方針のもと、期末配当金として1株当たり5円とさせていただきます。

また、優先株式については、定款の定めに従って、優先配当いたします。

なお、内部留保資金につきましては、店舗の新設及び改装等、将来の利益に貢献する投資資金に充てると同時に、より一層の企業体質の強化及び今後の事業活動の拡充等に有効投資してまいりたいと考えております。

~~~~~  
(注) 以上のご報告は記載金額については、表示単位未満切り捨てにより表示しております。ただし、百分率は小数点第2位を四捨五入しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目                | 金 額           |
|-----------------|---------------|--------------------|---------------|
| <b>(資産の部)</b>   |               | <b>(負債の部)</b>      |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>6,318</b>  | <b>流動負債</b>        | <b>3,919</b>  |
| 現金及び預金          | 4,539         | 買掛金                | 1,034         |
| 売掛金             | 1,126         | 1年内返済予定の長期借入金      | 400           |
| 原材料及び貯蔵品        | 88            | リース債務              | 1             |
| 前払費用            | 156           | 未払払金               | 1,271         |
| 未収入金            | 104           | 未払法人税等             | 213           |
| 預け金             | 304           | 契約負債               | 36            |
| その他             | 21            | 賞与引当金              | 80            |
| 貸倒引当金           | △24           | 販売促進引当金            | 73            |
| <b>固定資産</b>     | <b>4,531</b>  | 店舗閉鎖損失引当金          | 40            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>1,681</b>  | 子会社整理損失引当金         | 1             |
| 建物及び構築物         | 1,175         | 資産除去債務             | 32            |
| 工具、器具及び備品       | 383           | その他                | 733           |
| 土地              | 75            | <b>固定負債</b>        | <b>1,981</b>  |
| その他             | 47            | 長期借入金              | 600           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>117</b>    | 契約負債               | 81            |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>2,731</b>  | 資産除去債務             | 803           |
| 投資有価証券          | 20            | その他                | 496           |
| 長期貸付金           | 3             | <b>負債合計</b>        | <b>5,900</b>  |
| 長期前払費用          | 20            | <b>(純資産の部)</b>     |               |
| 繰延税金資産          | 971           | <b>株主資本</b>        | <b>4,615</b>  |
| 敷金及び保証金         | 1,707         | 資本金                | 3,029         |
| その他             | 23            | 資本剰余金              | 2,805         |
| 貸倒引当金           | △15           | 利益剰余金              | △1,220        |
| <b>資産合計</b>     | <b>10,849</b> | 自己株式               | △0            |
|                 |               | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>167</b>    |
|                 |               | 為替換算調整勘定           | 167           |
|                 |               | <b>非支配株主持分</b>     | <b>166</b>    |
|                 |               | <b>純資産合計</b>       | <b>4,949</b>  |
|                 |               | <b>負債及び純資産合計</b>   | <b>10,849</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                           |       | 金 額  |        |
|-------------------------------|-------|------|--------|
| 売 上                           |       |      | 27,894 |
| 売 上                           | 原 価   |      | 11,314 |
| 売 上                           | 総 利 益 |      | 16,579 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |       |      | 14,933 |
| 営 業 外 収 入                     |       |      | 1,646  |
| 受 取 替 換 利 差 益                 | 息 益   | 5    |        |
| 為 替 取 替 利 差 益                 | 息 益   | 29   |        |
| 店 舗 売 却 益                     | 息 益   | 12   |        |
| 雑 収 入                         | 息 益   | 33   | 80     |
| 営 業 外 費 用                     |       |      |        |
| 支 払 貸 借 利 費                   | 息 用 失 | 20   |        |
| 雑 損 失                         | 息 用 失 | 3    |        |
| 経 常 損 失                       | 息 用 失 | 3    | 27     |
| 特 定 資 産 利 益                   |       |      | 1,699  |
| 特 別 資 産 利 益                   |       |      |        |
| 固 定 資 産 売 却 益                 |       | 0    | 0      |
| 特 別 損 失                       |       |      |        |
| 減 損 損 失                       |       | 60   |        |
| 店 舗 閉 鎖 損 失                   |       | 27   |        |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損 失           |       | 11   |        |
| そ の 他                         |       | 16   | 115    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |       |      | 1,584  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税       |       | 262  |        |
| 法 人 税 等 調 整 額                 |       | △116 | 146    |
| 当 期 純 利 益                     |       |      | 1,438  |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |       |      | 35     |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |       |      | 1,402  |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額          | 科 目              | 金 額          |
|-----------------|--------------|------------------|--------------|
| <b>(資産の部)</b>   |              | <b>(負債の部)</b>    |              |
| <b>流動資産</b>     | <b>2,513</b> | <b>流動負債</b>      | <b>625</b>   |
| 現金及び預金          | 1,654        | 1年内返済予定の長期借入金    | 400          |
| 売掛金             | 228          | リース負債            | 1            |
| 原材料及び貯蔵品        | 0            | 未払金              | 102          |
| 前払費用            | 19           | 未払費用             | 12           |
| 未収入金            | 8            | 未払法人税等           | 6            |
| 短期貸付金           | 600          | 未払消費税等           | 23           |
| その他             | 2            | 契約負債             | 6            |
|                 |              | 預り金              | 9            |
| <b>固定資産</b>     | <b>5,191</b> | 賞与引当金            | 8            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>173</b>   | 販売促進引当金          | 54           |
| 建物              | 57           | 子会社整理損失引当金       | 1            |
| 構築物             | 15           | <b>固定負債</b>      | <b>730</b>   |
| 車両運搬具           | 13           | 長期借入金            | 600          |
| 工具器具備品          | 11           | 契約負債             | 68           |
| 土地              | 75           | 資産除去債務           | 12           |
|                 |              | その他              | 49           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>62</b>    | <b>負債合計</b>      | <b>1,355</b> |
| ソフトウェア          | 62           | <b>(純資産の部)</b>   |              |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>4,955</b> | <b>株主資本</b>      | <b>6,349</b> |
| 関係会社株式          | 566          | 資本金              | 3,029        |
| 出資金             | 0            | 資本剰余金            | 2,805        |
| 関係会社長期貸付金       | 4,228        | 資本準備金            | 1,553        |
| 繰延税金資産          | 159          | その他資本剰余金         | 1,252        |
| その他             | 33           | 利益剰余金            | 513          |
| 貸倒引当金           | △32          | その他利益剰余金         | 513          |
|                 |              | 繰越利益剰余金          | 513          |
|                 |              | 自己株式             | △0           |
| <b>資産合計</b>     | <b>7,705</b> | <b>純資産合計</b>     | <b>6,349</b> |
|                 |              | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>7,705</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目  |     | 金 額  |       |
|------|-----|------|-------|
| 売上   | 上   |      | 1,637 |
| 売上   | 上   |      | 0     |
| 販売   | 上   |      | 1,637 |
| 営業   | 費   |      | 1,287 |
| 営業   | 業   |      | 349   |
| 受為賃雑 | 取替貸 | 利息差収 | 息益入   |
|      |     |      | 53    |
|      |     |      | 22    |
|      |     |      | 24    |
|      |     |      | 10    |
| 営業   | 外   | 収    | 費用    |
| 支賃雑  | 払貸  | 利費   | 息用失   |
|      |     |      | 20    |
|      |     |      | 23    |
|      |     |      | 0     |
| 経特   | 常別  | 損    | 益失    |
|      |     |      | 44    |
|      |     |      | 416   |
| 関係   | 会社  | 株式   | 評価    |
| 子    | 会   | 社    | 損     |
| そ    |     |      | 損     |
|      |     |      | 他     |
|      |     |      | 11    |
|      |     |      | 89    |
|      |     |      | 1     |
| 税引   | 前   | 当    | 期     |
| 法人   | 税、  | 住    | 民     |
| 法    | 人   | 税    | 等     |
|      |     |      | の     |
|      |     |      | 純     |
|      |     |      | 利     |
|      |     |      | 益     |
|      |     |      | 益     |
|      |     |      | 税     |
|      |     |      | 額     |
|      |     |      | 55    |
|      |     |      | △49   |
|      |     |      | 314   |
|      |     |      | 6     |
|      |     |      | 308   |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

株式会社 大戸屋ホールディングス  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

|                    |       |       |
|--------------------|-------|-------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 井出 正弘 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 山本 道之 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 相澤 陽介 |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大戸屋ホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大戸屋ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

株式会社 大戸屋ホールディングス  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

|                    |       |       |
|--------------------|-------|-------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 井出 正弘 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 山本 道之 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 相澤 陽介 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大戸屋ホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第41期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、インターネット等を經由した手段も活用しながら、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及びその他関係部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月17日

株式会社大戸屋ホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 下村 治 ㊟

監査等委員 河合 宏幸 ㊟

監査等委員 田村 吉央 ㊟

(注) 監査等委員河合宏幸及び田村吉央は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

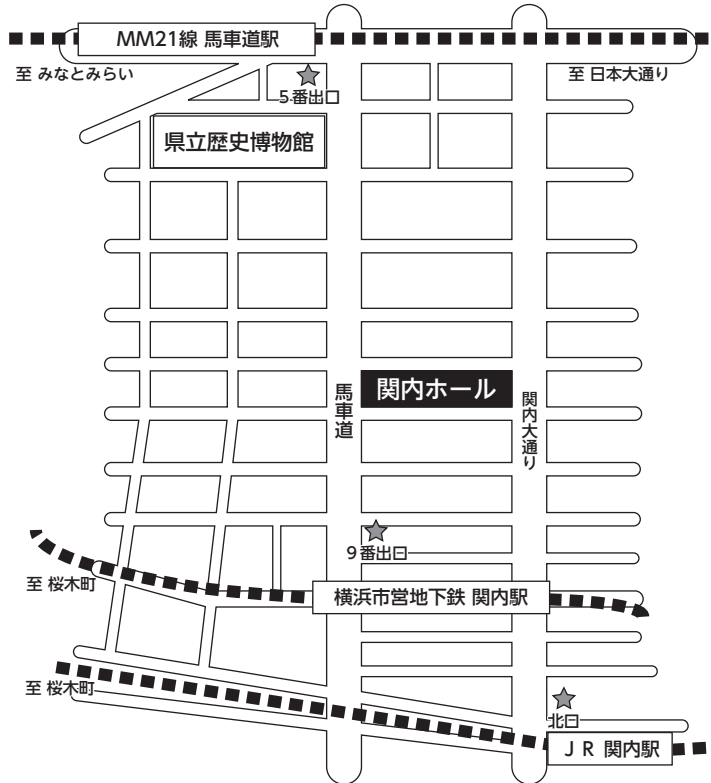
# 株主総会会場ご案内図

会 場

神奈川県横浜市中区住吉町4丁目42番地1号

横浜市市民文化会館 関内ホール

電 話 045-662-1221



## <最寄駅>

J R 関内駅北口 徒歩6分

市営地下鉄関内駅9番出口 徒歩3分

みなとみらい線馬車道駅5番出口 徒歩5分

(お 願 い) 駐車場は用意しておりません。

(お 知 ら せ) 当日ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。